

参考資料

令和元年第5回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その11）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その11)

議案第 98 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備等に関する条例	1
議案第 101 号	市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第 103 号	消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例	35

<議案第 98 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例>

堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（降任又は免職の事由等）</p> <p>第 3 条（略）</p> <p>(1) 当該職員の人事評価（堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号。以下「職員活性化条例」という。）第 13 条に規定する人事評価をいう。）の結果の区分が 2 年間継続して最下位の区分であって、研修その他必要な措置を実施しても勤務実績の改善がない場合</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職をしている職員であつて、当該休職の期間が満了するにもかかわらず、なお心身の故障が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある場合</p> <p>(2) 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職を繰り返している職員であつて、それらの期間が 5 年間で通算して 3 年を超え、職務の遂行に支障がある場合</p> <p>(3)（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（降任又は免職の事由等）</p> <p>第 3 条（略）</p> <p>(1) 当該職員（<u>法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）の人事評価（堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号。以下「職員活性化条例」という。）第 13 条に規定する人事評価をいう。）の結果の区分が 2 年間継続して最下位の区分であつて、研修その他必要な措置を実施しても勤務実績の改善がない場合</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職をしている職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）であつて、当該休職の期間が満了するにもかかわらず、なお心身の故障が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある場合</p> <p>(2) 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職を繰り返している職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）であつて、それらの期間が 5 年間で通算して 3 年を超え、職務の遂行に支障がある場合</p> <p>(3)（略）</p> <p>3（略）</p>

(1) 第7条第3項の命令に従わなかった場合

(2)～(5) (略)

4 (略)

(休職の効果)

第8条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (新設)

(1) 第7条第4項の命令に従わなかった場合

(2)～(5) (略)

4 (略)

(休職の効果)

第8条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年条例第13号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額（<u>法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号。以下この条において「会計年度給与条例」という。）第3条第4項及び第5項に規定する基本報酬、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員にあっては会計年度給与条例第3条第2項及び第3項に規定する給料</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給料表)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第30条の2及び第31条に規定する職員には適用しない。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>(臨時的に任用される職員の給与)</u></p> <p><u>第31条 臨時的に任用される職員には、前各条の規定にかかわらず、市長の定める基準に従い、予算の範囲内において任命権者が定める給与を支給する。</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条の2及び第31条に規定する職員を除く。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条</p> <p>2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第30条の2に規定する職員には適用しない。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>第31条 削除</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条の2に規定する職員を除く。</p>

条例」という。)第4条に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)第4条第1項に規定する給料表の給料月額(教職調整額を含む。)その他規則で定める給料月額をいう。以下同じ。) (以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(6) (略)

2 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(附則第7項において「基本給月額」という。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) (略)

(新設)

条例」という。)第4条に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)第4条第1項に規定する給料表の給料月額(教職調整額を含む。)、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第号)第3条第2項及び第3項に規定する給料月額その他規則で定める給料月額をいう。以下同じ。) (以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(6) (略)

2 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第2号に規定する職員については、給料月額) (附則第7項において「基本給月額」という。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) (略)

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる

附 則

1～8 (略)

(雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置)

- 9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由

勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

附 則

1～8 (略)

(雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置)

- 9 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由

により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの。

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
(アに掲げる者を除く。)

」とする。

10 (略)

(新設)

(新設)

により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの。

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
(アに掲げる者を除く。)

」とする。

10 (略)

(第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者に係る特例)

11 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

12 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含

む。)に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定める。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間を平均した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (新設)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定める。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間を平均した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間を平均した場合の1週間を含む。）について37時間30分までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p>

(週休日)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対しては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 (略)

3 (略)

(病気休暇)

第10条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (新規)

(週休日)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員に対しては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 (略)

3 (略)

(病気休暇)

第10条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)及びパートタイム会計年度任用職員(市長が別に定めるものを除く。)に係る病気休暇(任命権者が定める理由による病気休暇を除く。)の期間が連続して30日を超える場合のその超えた日以後の当該病気休暇については、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号。以下「会計年度給与条例」という。)第13条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、パートタイム会計年度任用職員のうち、本

(介護休暇)

第12条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (新規)

(介護時間)

第12条の2 (略) :

2 (略)

3 (略)

4 (新規)

市の常勤の職員（常時勤務に服することを要する者をいう。）その他これと同等と認められる職員であつた者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本市の再任用短時間勤務職員の例による。

(介護休暇)

第12条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（市長が別に定めるものを除く。）に係る介護休暇については、会計年度給与条例第13条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に係る介護時間については、会計年度給与条例第13条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

5 (新規)

(非常勤職員及び臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等)

第13条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時的に任用された職員(堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成24年条例第30号)第26条第5項に規定する教職員(次項及び次条において単に「教職員」という。))を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

2 臨時的に任用された教職員の休暇については、第9条から前条までの規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところによる。

(教職員に関する読替え)

第13条の2 教職員に対する第3条、第5条、第6条の2及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

5 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「連続する3年の期間」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。ただし、当該職員が再度の任用をされる場合には、最初に取得した介護時間から起算し、3年の期間内において介護時間を与えることができる。

(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)

第13条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

【削除】

(教職員に関する読替え)

第13条の2 堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成24年条例第30号)第26条第5項に規定する教職員に対する第3条、第5条、第6条の2及び第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

堺市職員の厚生制度に関する条例（昭和48年条例第36号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>（職員） 第2条 この条例において「職員」とは、市職員のうち常時勤務に服することを要する者をいう。</p>	<p>（職員） 第2条 この条例において「職員」とは、市職員のうち常時勤務に服することを要する者及び法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいう。</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後（案）
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（1）～（2）（略）</p> <p>（3）地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）～（5）（略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（1）～（2）（略）</p> <p>（3）地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）～（5）（略）</p>

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表（第8条関係）

現行			改正後（案）		
<p>（教職員の育児休業等の取扱い）</p> <p>第27条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（<u>次項において単に「教職員」という。</u>）に対する第7条、第8条第1項、第17条、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（教職員の育児休業等の取扱い）</p> <p>第27条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（<u>以下単に「教職員」という。</u>）に対する第7条、第8条第1項、第17条、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		
(略)			(略)		
第23条第4項	前条第5項	育児休業条例第27条第2項において読み替えて適用する前条第5項	第23条第4項	前条第5項	育児休業条例第27条第2項において読み替えて適用する前条第5項
	「前項」とあるのは、「第23条第3項」	「 <u>育児休業条例第27条第2項</u> において読み替えて適用する前項」とあるのは、「 <u>育児休業条例第27条第2項</u> において読み替えて適		「前項」とあるのは、「第23条第3項」	「 <u>育児休業条例第27条第2項</u> において読み替えて適用する前項」とあるのは、「 <u>育児休業条例第27条第2項</u> において読み替えて適用する第23条第3項」

	用する第23条第3項
(略)	

(新設)

(略)

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対しては、第7条第2項、第8条及び前条の規定は適用しない。

2 会計年度任用職員に対する第7条第1項、第23条第2号ア、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)第23条第1項	堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号。以下「会計年度給与条例」という。)第10条第1項
第23条第2号ア	1年	6か月
第24条第1項	30分	30分(教職員にあつては、15分)
第25条	給与条例第27条ただし書	会計年度給与条例第13条ただし書

給与条例第25条

会計年度給与条例第12条

3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）のうち、本市の常勤の職員（常時勤務に服することを要する者をいう。）その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本市の再任用短時間勤務職員（地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）の例による。

（委任）

第28条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

（委任）

第29条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）新旧対照表（第9条関係）

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）職員 本市の一般職の職員（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員を除く。）及び特別職の職員（堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）第32条第1号から第5号までに掲げる者に限る。）をいう。</p> <p>（2）～（8）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第16条第1号、第2号若しくは第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）職員 本市の一般職の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員及び教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員を除く。）及び特別職の職員（堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）第32条第1号から第5号までに掲げる者に限る。）をいう。</p> <p>（2）～（8）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法</u>第16条第1号、第2号若しくは第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7（略）</p>

堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）新旧対照表（第10条関係）

現行	改正後（案）
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）新旧対照表（第11条関係）

現行	改正後（案）
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）新旧対照表（第12条関係）

現行	改正後（案）												
<p>○堺市<u>非常勤</u>の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年6月28日 条例第36号</p> <p>（報酬）</p> <p>第2条（略）</p> <p><u>2 前項の規定により報酬額が月額により定められている者について</u> <u>は、前項の規定にかかわらず、本市の常勤の職員の給与の額との権衡</u> <u>を考慮して、その者の報酬月額に規則で定める額を加算することがで</u> <u>きる。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>○堺市<u>特別職の非常勤</u>の職員の報酬及び費用弁償に関する条 例</p> <p style="text-align: right;">平成17年6月28日 条例第36号</p> <p>（報酬）</p> <p>第2条（略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>2（略）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>附属機関の委員に準ずるもの</td> <td>日額 37,800円を超えない範囲内に</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	（略）	（略）	附属機関の委員に準ずるもの	日額 37,800円を超えない範囲内に	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>附属機関の委員に準ずるもの</td> <td>日額 37,800円を超えない範囲内に</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	（略）	（略）	附属機関の委員に準ずるもの	日額 37,800円を超えない範囲内に
区分	報酬額												
（略）	（略）												
附属機関の委員に準ずるもの	日額 37,800円を超えない範囲内に												
区分	報酬額												
（略）	（略）												
附属機関の委員に準ずるもの	日額 37,800円を超えない範囲内に												

のうち任命権者が特に認めるもの	において、任命権者が市長の承認を得て定める額
(新設)	
(略)	(略)
調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるもの(医師及び歯科医師を除く。)	ア 月額 400,000円を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める額 イ 日額及び年額 アの月額の職員の報酬額との権衡を考慮して任命権者が市長の承認を得て定める額

備考

1 投票立会人の報酬額は、その立ち会った時間が当該投票所における投票事務に要する時間の2分の1以下である場合は、この表に掲げる投票立会人の報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 (略)

のうち任命権者が特に認めるもの	において、任命権者が市長の承認を得て定める額
スポーツ推進委員	年額 16,000円
(略)	(略)
調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるもの(専門的な知識経験又は識見を有する者であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断を行うものに限り、医師及び歯科医師を除く。)	ア 月額 400,000円を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める額 イ 日額及び年額 アの月額の職員の報酬額との権衡を考慮して任命権者が市長の承認を得て定める額

備考

1 投票管理者及び投票立会人の報酬額は、その職務を行った時間が当該投票所における投票事務に要する時間の2分の1以下である場合は、この表に掲げる投票立会人の報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 (略)

堺市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年条例第37号）新旧対照表（第13条関係）

現行	改正後（案）
<p>（実費弁償）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる証人等に対し、実費弁償として旅費を支給する。ただし、<u>本市の常勤の職員又は本市から報酬を受ける者</u>で、職務の関係で証人等となったものには、支給しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（実費弁償）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる証人等に対し、実費弁償として旅費を支給する。ただし、<u>本市から給料又は報酬の支給を受ける者</u>で、職務の関係で証人等となったものには、支給しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）新旧対照表（第14条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で<u>常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）</u>の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第27条 <u>企業職員で職員以外の者</u>については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において管理者が別に定める給与を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で<u>一般職の職員（以下「職員」という。）</u>の給与の種類は、給料及び手当（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員</u>にあっては、報酬、通勤に要する費用の費用弁償及び期末手当）とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第27条 <u>地公法第3条第3項第3号の職に任用された者</u>については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において管理者が別に定める給与を支給する。</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与等の支給)</u></p> <p>第28条の3 <u>第3条から前条までの規定にかかわらず、地公法第22条の2に規定する会計年度任用職員への給与等の支給は、市長事務局の例による。</u></p>

堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）新旧対照表（第15条関係）

現行	改正後（案）
<p>(人事評価の実施)</p> <p>第14条 人事評価は、被評価者（人事評価の対象となる職員をいう。）が職務遂行過程で果たした役割、発揮した能力及び達成した業績を総合的に判断し、その勤務成績を<u>5段階</u>で評価し、記録することにより行うものとする。</p> <p>(分限の基本方針)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、第1項の処分を行う場合においては、第30条第1項に規定する堺市職員懲戒等審査会（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員（以下「教職員」という。）に当該処分を行う場合については、第30条の2第1項に規定する堺市教職員懲戒等審査会）に諮問しなければならない。</p>	<p>(人事評価の実施)</p> <p>第14条 人事評価は、被評価者（人事評価の対象となる職員をいう。）が職務遂行過程で果たした役割、発揮した能力及び達成した業績を総合的に判断し、その勤務成績を評価し、記録することにより行うものとする。</p> <p>(分限の基本方針)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、第1項の処分を行う場合においては、第30条第1項に規定する堺市職員懲戒等審査会（<u>教職員</u>（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員及び非常勤の講師（<u>地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。</u>）をいう。以下同じ。）に当該処分を行う場合については、第30条の2第1項に規定する堺市教職員懲戒等審査会）に諮問しなければならない。</p>

6 (略)

(適用除外)

第36条 (略)

2 第13条から第18条まで、第26条及び第33条から前条までの規定は、臨時的に任用された職員には適用しない。

3 (新設)

4 (新設)

6 (略)

(適用除外)

第36条 (略)

2 第15条第2項、第17条第2項、第26条及び第9章の規定は、臨時的に任用された職員には適用しない。

3 第15条第2項、第17条第2項及び第9章の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

4 第15条第2項及び第9章の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表（第16条関係）

現行				改正後（案）			
<p>（報酬）</p> <p>第6条 次に掲げる附属機関の委員に支給する報酬の額は、<u>堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（平成17年条例第36号）第2条の規定にかかわらず、第1号から第3号までに掲げる附属機関の委員にあつては日額22,000円以内で市長が定める額と、第4号に掲げる附属機関の委員にあつては日額22,000円以内で教育委員会が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表（第2条、第3条、第4条関係）</p> <p>1 市長の附属機関</p>				<p>（報酬）</p> <p>第6条 次に掲げる附属機関の委員に支給する報酬の額は、<u>堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（平成17年条例第36号）第2条の規定にかかわらず、第1号から第3号までに掲げる附属機関の委員にあつては日額22,000円以内で市長が定める額と、第4号に掲げる附属機関の委員にあつては日額22,000円以内で教育委員会が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表（第2条、第3条、第4条関係）</p> <p>1 市長の附属機関</p>			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市職員医療審査会	任命権者の諮問に応じ、職員（臨時的に任用された職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員を除	10人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで	堺市職員医療審査会	任命権者の諮問に応じ、職員（臨時的に任用された職員を除く。）の傷病による休養等についての審査に関する事務	10人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで
(略)				(略)			

く。)の傷病による休養等
についての審査に関する事
務

(略)

2 教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)			
堺市学校職員 健康審査会	教育委員会の所管に属する 学校(幼稚園を含む。)に 勤務する職員のうち、堺市 立学校職員の給与及び旅費 に関する条例(平成28年 条例第49号)第2条第1 項に規定する職員(臨時的 に任用された職員を除 く。)の傷病による休養等 についての審査に関する事 務	10人以内	委嘱され、又 は任命された 日からその日 が属する年度 の末日まで
(略)			

2 教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)			
堺市学校職員 健康審査会	堺市職員及び組織の活性化 に関する条例(平成24年 条例第30号)第26条第 5項に規定する教職員(臨 時的に任用された職員を除 く。)の傷病による休養等 についての審査に関する事 務	10人以内	委嘱され、又 は任命された 日からその日 が属する年度 の末日まで
(略)			

堺市小児慢性特定疾病審査会条例（平成27年条例第11号）新旧対照表（第17条関係）

現行	改正後（案）
<p>（報酬）</p> <p>第5条 委員に支給する報酬の額は、<u>堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（平成17年条例第36号）第2条の規定にかかわらず、日額22,000円以内で市長が定める額とする。</p>	<p>（報酬）</p> <p>第5条 委員に支給する報酬の額は、<u>堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（平成17年条例第36号）第2条の規定にかかわらず、日額22,000円以内で市長が定める額とする。</p>

堺市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第3号）新旧対照表（第18条関係）

現行	改正後（案）
<p>（報酬）</p> <p>第13条 審査会の委員に支給する報酬の額は、<u>堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（平成17年条例第36号）第2条第1項の規定にかかわらず、日額13,500円とする。</p>	<p>（報酬）</p> <p>第13条 審査会の委員に支給する報酬の額は、<u>堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（平成17年条例第36号）第2条第1項の規定にかかわらず、日額13,500円とする。</p>

堺市指定難病審査会条例（平成30年条例第19号）新旧対照表（第19条関係）

現行	改正後（案）
<p>（報酬）</p> <p>第6条 委員に支給する報酬の額は、<u>堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（平成17年条例第36号）第2条の規定にかかわらず、日額22,000円以内で市長が定める額とする。</p>	<p>（報酬）</p> <p>第6条 委員に支給する報酬の額は、<u>堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（平成17年条例第36号）第2条の規定にかかわらず、日額22,000円以内で市長が定める額とする。</p>

<議案第 101 号 市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例>

副市長等の退職手当に関する条例（昭和56年条例第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○<u>市長等</u>の退職手当に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>市長</u>、副市長、教育長及び常勤の監査委員（以下「<u>市長等</u>」という。）の退職手当について必要な事項を定める。</p> <p>（退職手当の支給及びその制限）</p> <p>第2条 <u>市長等</u>が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して退職手当を支給する。</p> <p>2 退職手当の支給制限及び返納等の取扱いについては、堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）第10条から第17条までの規定の例による。<u>この場合において、市長の退職手当にあっては、これらの規定中「退職手当管理機関」とあるのは、「市長」とする。</u></p> <p>（退職手当の額）</p> <p>第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額<u>に、市長にあっては100分の50、副市長にあっては100分の36、教育長にあっては100分の27、常勤の監査委員にあっては100分の18をそれぞれ乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 前項の在職月数の計算は、<u>市長等</u>となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（48を超えるときは、48とする。）に</p>	<p>○<u>副市長等</u>の退職手当に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、副市長、教育長及び常勤の監査委員（以下「<u>副市長等</u>」という。）の退職手当について必要な事項を定める。</p> <p>（退職手当の支給及びその制限）</p> <p>第2条 <u>副市長等</u>が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して退職手当を支給する。</p> <p>2 退職手当の支給制限及び返納等の取扱いについては、堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）第10条から第17条までの規定の例による。</p> <p>（退職手当の額）</p> <p>第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額<u>に、副市長にあっては100分の36、教育長にあっては100分の27、常勤の監査委員にあっては100分の18をそれぞれ乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 前項の在職月数の計算は、<u>副市長等</u>となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（48を超えるときは、48とする。）に</p>

よる。

3 退職手当の支給は、市長等の任期毎に行う。

(国家公務員等であった者の退職手当の特例)

第4条 次の各号に掲げる者がその者に対する退職手当に関する規定に基づき退職手当の支給を受けないで引き続いて副市長、教育長又は常勤の監査委員(以下「副市長等」という。)となった場合における退職手当の算定の基礎となる副市長等としての在職期間は、当該各号に定める在職期間を通算する。

- (1) 本市以外の地方公務員 その者の属していた地方公共団体における退職手当に係る在職期間に関する規定による引き続いた在職期間
- (2) 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員(以下「国家公務員」という。) 同法の規定による引き続いた在職期間
- (3) 本市以外の地方公務員又は国家公務員から引き続いて本市の一般職の職員となった者(以下「通算職員」という。) 堺市職員退職手当支給条例の規定による引き続いた在職期間

による。

3 退職手当の支給は、副市長等の任期毎に行う。

(国家公務員等であった者の退職手当の特例)

第4条 次の各号に掲げる者がその者に対する退職手当に関する規定に基づき退職手当の支給を受けないで引き続いて副市長等となった場合における退職手当の算定の基礎となる副市長等としての在職期間は、当該各号に定める在職期間を通算する。

- (1) 本市以外の地方公務員 その者の属していた地方公共団体における退職手当に係る在職期間に関する規定による引き続いた在職期間
- (2) 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員(以下「国家公務員」という。) 同法の規定による引き続いた在職期間
- (3) 本市以外の地方公務員又は国家公務員から引き続いて本市の一般職の職員となった者(以下「通算職員」という。) 堺市職員退職手当支給条例の規定による引き続いた在職期間

<議案第 103 号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例>

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第10条、第15条、第23条関係）				別表（第10条、第15条、第23条関係）			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
スポーツ・文化交流ホ ール	平日	全日	35,480円	スポーツ・文化交流ホ ール	平日	全日	36,130円
	休日等	全日	42,580円		休日等	全日	43,360円
運動広場	平日	1時間	400円	運動広場	平日	1時間	400円
	休日等	1時間	480円		休日等	1時間	480円
テニスコート	平日	1時間	610円	テニスコート	平日	1時間	620円
	休日等	1時間	730円		休日等	1時間	740円
テニスコート兼フット サルコート	平日	1時間	610円	テニスコート兼フット サルコート	平日	1時間	620円
	休日等	1時間	730円		休日等	1時間	740円
駐車場		1台・1時間	300円（大型車 等は、500円）	駐車場		1台・1時間	310円（大型車 等は、500円）
備考（略）				備考（略）			

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表				別表（第9条、第16条関係）			
1 宿泊使用料				1 宿泊使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
20歳未満の者	本市の区域内に住所を有する者 又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者	1人1泊	410円	20歳未満の者	本市の区域内に住所を有する者 又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者	1人1泊	410円
	その他	1人1泊	610円		その他	1人1泊	620円
20歳以上の者	本市の区域内に住所を有する者 又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者	1人1泊	820円	20歳以上の者	本市の区域内に住所を有する者 又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者	1人1泊	830円
	その他	1人1泊	1,230円		その他	1人1泊	1,250円
2 日帰り使用料				2 日帰り使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
20歳未満の者	本市の区域内に住所を有する者 又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者	1人1日	200円	20歳未満の者	本市の区域内に住所を有する者 又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者	1人1日	200円

	その他	1人1日	300円
20歳以上の者	本市の区域内に住所を有する者 又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者	1人1日	410円
	その他	1人1日	610円

(注) 日帰りの使用は、毎年9月1日から翌年3月末日までの間に限り許可する。

	その他	1人1日	310円
20歳以上の者	本市の区域内に住所を有する者 又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者	1人1日	410円
	その他	1人1日	620円

(注) 日帰りの使用は、毎年9月1日から翌年3月末日までの間に限り許可する。

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第2（第11条、第15条、第23条関係）				別表第2（第11条、第15条、第23条関係）			
1 基本料金				1 基本料金			
(1) 梅文化会館				(1) 梅文化会館			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	59,960円	ホール	全日	平日	61,070円
		休日等	71,480円			休日等	72,800円
集会室等	全日	17,890円		集会室等	全日	18,220円	
(2) 西文化会館				(2) 西文化会館			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	88,040円	ホール	全日	平日	89,670円
		休日等	105,940円			休日等	107,900円
ギャラリー	全日	平日	15,120円	ギャラリー	全日	平日	15,400円
		休日等	18,000円			休日等	18,330円
レッスンルーム（リハーサル室）	全日	21,900円		レッスンルーム（リハーサル室）	全日	22,300円	
特別活動室等	全日	27,050円		特別活動室等	全日	27,550円	
(3) 東文化会館				(3) 東文化会館			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
メインホール	全日	平日	80,220円	メインホール	全日	平日	81,700円
		休日等	96,680円			休日等	98,470円

フラットホール	全日	平日	54,510円
		休日等	65,820円
リハーサル室	全日	21,600円	
ギャラリー	全日	平日	72,000円
		休日等	86,400円
講座室等	全日	26,740円	
駐車場	1台・	最初の30分まで 無料	
		30分	以後30分までごとに 200円
	1台・	2,880円	
	1日		
	1台・	20,570円	
	1月		

(4) 美原文化会館

区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	84,240円
		休日等	101,000円
リハーサル室	全日	17,890円	
研修室等	全日	43,920円	

備考 (略)

2～6 (略)

フラットホール	全日	平日	55,510円
		休日等	67,030円
リハーサル室	全日	22,000円	
ギャラリー	全日	平日	73,330円
		休日等	88,000円
講座室等	全日	27,230円	
駐車場	1台・	最初の30分まで 無料	
		30分	以後30分までごとに 200円
	1台・	2,930円	
	1日		
	1台・	20,950円	
	1月		

(4) 美原文化会館

区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	85,800円
		休日等	102,870円
リハーサル室	全日	18,220円	
研修室等	全日	44,730円	

備考 (略)

2～6 (略)

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）新旧対照表

現行					改正後（案）						
別表第2（第9条、第19条関係）					別表第2（第9条、第19条関係）						
区分		単位		金額		区分		単位		金額	
				一般	生徒等			一般	生徒等		
テニス	専用使用	1面	1時間	610円	300円	テニス	専用使用	1面	1時間	620円	310円
コート	共用使用	1人	2時間	100円	100円	コート	共用使用	1人	2時間	110円	110円
野球場及び運動場		1面	1時間	1,020円	510円	野球場及び運動場		1面	1時間	1,030円	510円
硬式野球場		1面	1時間	2,050円	1,020円	硬式野球場		1面	1時間	2,080円	1,030円
備考（略）					備考（略）						

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2（第9条、第20条関係）			別表第2（第9条、第20条関係）		
1 体育館専用（団体）使用料			1 体育館専用（団体）使用料		
	区分	使用料		区分	使用料
大浜 体育 館	大体育室	全日 40,730円	大浜 体育 館	大体育室	全日 41,480円
	小体育室	全日 13,570円		小体育室	全日 13,820円
	柔道場	全日 15,420円		柔道場	全日 15,700円
	剣道場	全日 15,420円		剣道場	全日 15,700円
	トレーニング室	全日 15,420円		トレーニング室	全日 15,700円
	研修室	全日 6,170円		研修室	全日 6,280円
鴨谷 体育 館	第1体育室	全日 27,150円	鴨谷 体育 館	第1体育室	全日 27,650円
	第2体育室	全日 13,570円		第2体育室	全日 13,820円
	第3体育室	全日 12,340円		第3体育室	全日 12,560円
	第4体育室	全日 6,170円		第4体育室	全日 6,280円
	トレーニング室	全日 6,170円		トレーニング室	全日 6,280円
	研修室	全日 4,930円		研修室	全日 5,020円
初芝 体育 館	第1体育室	全日 27,150円	初芝 体育 館	第1体育室	全日 27,650円
	第2体育室	全日 13,570円		第2体育室	全日 13,820円
	第3体育室	全日 18,510円		第3体育室	全日 18,850円
	弓道場	全日 11,100円		弓道場	全日 11,300円
	トレーニング室	全日 6,170円		トレーニング室	全日 6,280円

	研修室	全日 6,170円
美原 体育 館	第1体育室	全日 40,730円
	第2体育室	全日 6,170円
	卓球室	全日 6,170円
	トレーニング室	全日 6,170円
	会議室	全日 3,080円

備考 (略)

2 体育館共用(個人)使用料

区分	使用料
1人1種目1回	200円

3 野球場使用料

区分	使用料
鴨谷野球場	全面 1時間 1,640円
	A面 1時間 1,020円
	B面 1時間 610円
初芝野球場	1時間 1,020円

備考 (略)

別表第3 (第13条、第20条関係)

駐車料金

施設	駐車料金(1台当たり)
初芝体育館駐車場	全日 610円

	研修室	全日 6,280円
美原 体育 館	第1体育室	全日 41,480円
	第2体育室	全日 6,280円
	卓球室	全日 6,280円
	トレーニング室	全日 6,280円
	会議室	全日 3,130円

備考 (略)

2 体育館共用(個人)使用料

区分	使用料
1人1種目1回	220円

3 野球場使用料

区分	使用料
鴨谷野球場	全面 1時間 1,650円
	A面 1時間 1,030円
	B面 1時間 620円
初芝野球場	1時間 1,030円

備考 (略)

別表第3 (第13条、第20条関係)

駐車料金

施設	駐車料金(1台当たり)
初芝体育館駐車場	全日 620円

堺市立体育館条例の一部を改正する条例（平成30年条例第8号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2第1項の表大浜体育館の項を次のように改める。			別表第2第1項の表大浜体育館の項を次のように改める。		
区分		使用料	区分		使用料
大浜 体育 館	大アリーナ	全日 49,000円	大浜 体育 館	大アリーナ	全日 49,900円
	小アリーナ	全日 16,300円		小アリーナ	全日 16,600円
	トレーニング室	全日 18,500円		トレーニング室	全日 18,840円
	大研修室	全日 7,400円		大研修室	全日 7,530円
	研修室	全日 3,700円		研修室	全日 3,760円
別表第2第2項の表を次のように改める。			別表第2第2項の表を次のように改める。		
区分		使用料	区分		使用料
大浜体育館	トレーニン グ室	1人1回 500円	大浜体育館	トレーニン グ室	1人1回 500円
		1人1月 5,000円			1人1月 5,090円
	トレーニン グ室以外	1人1種目1回 300円		トレーニン グ室以外	1人1種目1回 300円
鴨谷体育館 初芝体育館 美原体育館		1人1種目1回 200円	鴨谷体育館 初芝体育館 美原体育館		1人1種目1回 220円
別表第2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。 3 武道館使用料 (1) 武道館専用（団体）使用料			別表第2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。 3 武道館使用料 (1) 武道館専用（団体）使用料		

区分		使用料
大浜武道館	柔道場	全日 18,500円
	剣道場	全日 18,500円
備考 (略)		
(2) 武道館共用(個人)使用料 (略)		

区分		使用料
大浜武道館	柔道場	全日 18,840円
	剣道場	全日 18,840円
備考 (略)		
(2) 武道館共用(個人)使用料 (略)		

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第9号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2（第10条、第23条関係）			別表第2（第10条、第23条関係）		
1 基本料金			1 基本料金		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
プレイホール	全日	19,130円	プレイホール	全日	19,480円
集会室	全日	8,940円	集会室	全日	9,100円
特別活動室	全日	8,940円	特別活動室	全日	9,100円
2～4（略）			2～4（略）		

堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成5年条例第4号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第11条関係）			別表（第11条、第20条関係）		
1 基本料金			1 基本料金		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
ホール	全日	92,570円	ホール	全日	94,280円
ギャラリー	全日	36,000円	ギャラリー	全日	36,660円
多目的ホール	全日	87,940円	多目的ホール	全日	89,560円
実習室	全日	18,920円	実習室	全日	19,270円
集会室等	全日	22,420円	集会室等	全日	22,830円
2～7（略）			2～7（略）		

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1（第12条、第26条関係）				別表第1（第12条、第26条関係）			
1 基本料金				1 基本料金			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	95,650円	ホール	全日	平日	97,420円
		休日等	114,780円			休日等	116,900円
ギャラリー	全日	平日	39,900円	ギャラリー	全日	平日	40,630円
		休日等	47,720円			休日等	48,600円
リハーサル室	全日	20,570円		リハーサル室	全日	20,950円	
研修室等	全日	40,730円		研修室等	全日	41,480円	
備考（略） 2～5（略）				備考（略） 2～5（略）			
別表第2（第13条、第26条関係）				別表第2（第13条、第26条関係）			
区分	金額（1人1回につき）			区分	金額（1人1回につき）		
プラネタリウム	一般	610円		プラネタリウム	一般	620円	
	4歳から中学生まで	300円			4歳から中学生まで	310円	
全天周映画	一般	610円		全天周映画	一般	620円	
	4歳から中学生まで	300円			4歳から中学生まで	310円	

堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																																														
<p>別表</p> <p>1 観覧料</p> <table border="1" data-bbox="250 526 1102 638"> <tr> <td>観覧料</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>特別の展示に係る観覧料</td> <td>1,540円</td> </tr> </table> <p>2 ギャラリーの使用料</p> <table border="1" data-bbox="250 694 1102 1189"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基本使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリーつつじ1</td> <td>1日</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーつつじ2</td> <td>1日</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーしょうぶ1</td> <td>1日</td> <td>5,240</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーしょうぶ2</td> <td>1日</td> <td>10,380</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーもず1</td> <td>1日</td> <td>9,250</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーもず2</td> <td>1日</td> <td>9,250</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーやなぎ1</td> <td>1日</td> <td>6,270</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーやなぎ2</td> <td>1日</td> <td>6,270</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	観覧料	510円	特別の展示に係る観覧料	1,540円	区分	単位	基本使用料（円）	ギャラリーつつじ1	1日	7,500	ギャラリーつつじ2	1日	7,500	ギャラリーしょうぶ1	1日	5,240	ギャラリーしょうぶ2	1日	10,380	ギャラリーもず1	1日	9,250	ギャラリーもず2	1日	9,250	ギャラリーやなぎ1	1日	6,270	ギャラリーやなぎ2	1日	6,270	<p>別表（第5条、第15条、第19条、第27条関係）</p> <p>1 観覧料</p> <table border="1" data-bbox="1158 518 1998 630"> <tr> <td>観覧料</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>特別の展示に係る観覧料</td> <td>1,560円</td> </tr> </table> <p>2 ギャラリーの使用料</p> <table border="1" data-bbox="1158 686 1998 1181"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基本使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギャラリーつつじ1</td> <td>1日</td> <td>7,630</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーつつじ2</td> <td>1日</td> <td>7,630</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーしょうぶ1</td> <td>1日</td> <td>5,330</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーしょうぶ2</td> <td>1日</td> <td>10,570</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーもず1</td> <td>1日</td> <td>9,420</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーもず2</td> <td>1日</td> <td>9,420</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーやなぎ1</td> <td>1日</td> <td>6,380</td> </tr> <tr> <td>ギャラリーやなぎ2</td> <td>1日</td> <td>6,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	観覧料	510円	特別の展示に係る観覧料	1,560円	区分	単位	基本使用料（円）	ギャラリーつつじ1	1日	7,630	ギャラリーつつじ2	1日	7,630	ギャラリーしょうぶ1	1日	5,330	ギャラリーしょうぶ2	1日	10,570	ギャラリーもず1	1日	9,420	ギャラリーもず2	1日	9,420	ギャラリーやなぎ1	1日	6,380	ギャラリーやなぎ2	1日	6,380
観覧料	510円																																																														
特別の展示に係る観覧料	1,540円																																																														
区分	単位	基本使用料（円）																																																													
ギャラリーつつじ1	1日	7,500																																																													
ギャラリーつつじ2	1日	7,500																																																													
ギャラリーしょうぶ1	1日	5,240																																																													
ギャラリーしょうぶ2	1日	10,380																																																													
ギャラリーもず1	1日	9,250																																																													
ギャラリーもず2	1日	9,250																																																													
ギャラリーやなぎ1	1日	6,270																																																													
ギャラリーやなぎ2	1日	6,270																																																													
観覧料	510円																																																														
特別の展示に係る観覧料	1,560円																																																														
区分	単位	基本使用料（円）																																																													
ギャラリーつつじ1	1日	7,630																																																													
ギャラリーつつじ2	1日	7,630																																																													
ギャラリーしょうぶ1	1日	5,330																																																													
ギャラリーしょうぶ2	1日	10,570																																																													
ギャラリーもず1	1日	9,420																																																													
ギャラリーもず2	1日	9,420																																																													
ギャラリーやなぎ1	1日	6,380																																																													
ギャラリーやなぎ2	1日	6,380																																																													

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																
（利用料金）	（利用料金）																																
第23条（略）	第23条（略）																																
2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。	2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。																																
3～6（略）	3～6（略）																																
別表第1	別表第1（第4条、第23条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入園料</td> <td rowspan="2">大人（中学生以上）</td> <td>1人1回</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>1人1年</td> <td>3,080円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">小人（4歳から小学生まで）</td> <td>1人1回</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>1人1年</td> <td>1,850円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	金額	入園料	大人（中学生以上）	1人1回	1,020円	1人1年	3,080円		小人（4歳から小学生まで）	1人1回	610円	1人1年	1,850円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入園料</td> <td rowspan="2">大人（中学生以上）</td> <td>1人1回</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>1人1年</td> <td>3,130円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">小人（4歳から小学生まで）</td> <td>1人1回</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>1人1年</td> <td>1,880円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	金額	入園料	大人（中学生以上）	1人1回	1,030円	1人1年	3,130円		小人（4歳から小学生まで）	1人1回	620円	1人1年	1,880円
区分		単位	金額																														
入園料	大人（中学生以上）	1人1回	1,020円																														
		1人1年	3,080円																														
	小人（4歳から小学生まで）	1人1回	610円																														
		1人1年	1,850円																														
区分		単位	金額																														
入園料	大人（中学生以上）	1人1回	1,030円																														
		1人1年	3,130円																														
	小人（4歳から小学生まで）	1人1回	620円																														
		1人1年	1,880円																														
別表第2	別表第2（第8条、第23条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農産物加工体験ゾーン</td> <td>特産品加工工房</td> <td>1日1室</td> <td>3,080円</td> </tr> <tr> <td>加工体験施設</td> <td>1人1回</td> <td>2,050円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	金額	農産物加工体験ゾーン	特産品加工工房	1日1室	3,080円	加工体験施設	1人1回	2,050円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農産物加工体験ゾーン</td> <td>特産品加工工房</td> <td>1日1室</td> <td>3,130円</td> </tr> <tr> <td>加工体験施設</td> <td>1人1回</td> <td>2,080円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	金額	農産物加工体験ゾーン	特産品加工工房	1日1室	3,130円	加工体験施設	1人1回	2,080円										
区分		単位	金額																														
農産物加工体験ゾーン	特産品加工工房	1日1室	3,080円																														
	加工体験施設	1人1回	2,050円																														
区分		単位	金額																														
農産物加工体験ゾーン	特産品加工工房	1日1室	3,130円																														
	加工体験施設	1人1回	2,080円																														
別表第3	別表第3（第12条、第23条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額																							
区分	単位	金額																															
区分	単位	金額																															

総合交流ゾーン	交流室	1日1室	2,050円	総合交流ゾーン	交流室	1日1室	2,080円
	研修室	〃	2,050円		研修室	〃	2,080円
	情報発信室	〃	5,140円		情報発信室	〃	5,230円
	農産物直売所	—	農産物販売予定価格の20%		農産物直売所	—	農産物販売予定価格の20%

堺市立さつき野コミュニティセンター条例（平成16年条例第69号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第10条、第20条関係）		別表（第10条、第20条関係）	
1 基本料金		1 基本料金	
区分	使用料	区分	使用料
ホール	全日 <u>9,720円</u>	ホール	全日 <u>9,900円</u>
会議室	全日 <u>1,380円</u>	会議室	全日 <u>1,400円</u>
2～4 （略）		2～4 （略）	

堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）新旧対照表

現行		改正後（案）																	
別表第2（第10条、第21条関係）		別表第2（第10条、第21条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>体育室</td> <td>全日 13,570円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>全日 3,080円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料	体育館	体育室	全日 13,570円	会議室	全日 3,080円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>体育室</td> <td>全日 13,820円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>全日 3,130円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料	体育館	体育室	全日 13,820円	会議室	全日 3,130円
区分		使用料																	
体育館	体育室	全日 13,570円																	
	会議室	全日 3,080円																	
区分		使用料																	
体育館	体育室	全日 13,820円																	
	会議室	全日 3,130円																	
備考（略）		備考（略）																	

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）新旧対照表

現行				改正後（案）					
別表第1（第8条、第19条関係）				別表第1（第8条、第19条関係）					
1 センター専用（団体）使用料				1 センター専用（団体）使用料					
区分		単位	金額	区分		単位	金額		
屋内施設	スタジオ	A	1室・1時間	510円	屋内施設	スタジオ	A	1室・1時間	510円
		B	1室・1時間	300円			B	1室・1時間	310円
屋外施設	テニスコート		1面・1時間	610円	屋外施設	テニスコート		1面・1時間	620円
	多目的グラウンド		全面・1時間	1,230円		多目的グラウンド		全面・1時間	1,250円
備考 許可を得て、規則で定めた開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該使用区分に係る金額の範囲内において市長が定める額を徴収する。				備考 許可を得て、規則で定めた開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該使用区分に係る金額の範囲内において市長が定める額を徴収する。					
2 センター共用（個人）使用料				2 センター共用（個人）使用料					
区分		単位	金額	区分		単位	金額		
屋	プール（プログラムレッスンを除く）	1人・1回	610円	屋	プール（プログラムレッスンを除く）	1人・1回	620円		

内	く。以下この表において同じ。)	
施設	トレーニング室(プログラムレッスンを除く。以下この表において同じ。)	1人・1回 <u>1,020円</u>
	プール及びトレーニング室	1人・1月 <u>7,200円</u>
	プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人・1回 <u>2,460円</u>
		1人・1月 <u>9,250円</u>

備考 この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。

別表第2 (第9条、第19条関係)

施設	単位	金額
駐車場	1台・1回(1日当たり)	<u>610円</u>

内	く。以下この表において同じ。)	
施設	トレーニング室(プログラムレッスンを除く。以下この表において同じ。)	1人・1回 <u>1,030円</u>
	プール及びトレーニング室	1人・1月 <u>7,330円</u>
	プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人・1回 <u>2,500円</u>
		1人・1月 <u>9,420円</u>

備考 この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。

別表第2 (第9条、第19条関係)

施設	単位	金額
駐車場	1台・1回(1日当たり)	<u>620円</u>

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成20年条例第47号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第9条、第20条関係）		別表第1（第9条、第20条関係）	
1 基本料金		1 基本料金	
区分	基本料金（1時間につき）	区分	基本料金（1時間につき）
天然芝メインフィールド	27,150円	天然芝メインフィールド	27,650円
天然芝フィールド	13,570円	天然芝フィールド	13,820円
人工芝フィールド（観覧席有）	10,600円	人工芝フィールド（観覧席有）	10,790円
人工芝フィールド（観覧席無）	9,250円	人工芝フィールド（観覧席無）	9,420円
フットサルフィールド（屋根有）	11,100円	フットサルフィールド（屋根有）	11,300円
フットサルフィールド（屋根無）	8,640円	フットサルフィールド（屋根無）	8,800円
スポーツ広場	1,230円	スポーツ広場	1,250円
多目的室	1,230円	多目的室	1,250円
会議室	1,850円	会議室	1,880円
ロッカールーム	1,850円	ロッカールーム	1,880円
2～4 （略）		2～4 （略）	
5 照明設備を使用する場合には、1時間当たり、人工芝フィールドにあつては <u>3,080円</u> を、フットサルフィールド（屋根無）にあつては <u>1,020円</u> を徴収する。		5 照明設備を使用する場合には、1時間当たり、人工芝フィールドにあつては <u>3,130円</u> を、フットサルフィールド（屋根無）にあつては <u>1,030円</u> を徴収する。	
6・7 （略）		6・7 （略）	
別表第2（第10条、第20条関係）		別表第2（第10条、第20条関係）	

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第4条、第26条関係）			別表第1（第4条、第26条関係）		
1 観覧料			1 観覧料		
区分	単位	観覧料	区分	単位	観覧料
常設展示室	1人・1回	300円	常設展示室	1人・1回	310円
	1人・1年	1,020円		1人・1年	1,030円
企画展示室	1人・1回	1,020円	企画展示室	1人・1回	1,030円
2 回数券による観覧			2 回数券による観覧		
区分	金額		区分	金額	
常設展示室	3,080円		常設展示室	3,130円	
備考（略）			備考（略）		
別表第2（第11条、第26条関係）			別表第2（第11条、第26条関係）		
1 専用（団体）使用料			1 専用（団体）使用料		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
茶の湯等体験室（茶室広間）	全日	20,570円	茶の湯等体験室（茶室広間）	全日	20,950円
茶の湯等体験室（立礼席）	全日	10,280円	茶の湯等体験室（立礼席）	全日	10,470円
講座室	全日	10,280円	講座室	全日	10,470円
企画展示室	全日	30,850円	企画展示室	全日	31,420円
備考（略）			備考（略）		

2 共用（個人）使用料

区分	単位	使用料
茶の湯等体験室	1人・1回	1,020円
復元茶室	1人・1回	1,020円

別表第3（第12条、第26条関係）

区分	単位	駐車時間	駐車料金
普通車	1台	最初の1時間までのとき	510円
		1時間を超え12時間までのとき	510円に1時間を超える部分について30分までごとに100円を加算した額
		12時間を超え24時間までのとき	2,710円
		24時間を超えるとき	2,710円に24時間を超える部分について30分までごとに100円（ただし、24時間につき2,710円を上限とする。）を加算した額
大型車等	1台	24時間までのとき	1,020円
		24時間を超えるとき	1,020円に24時間を超える部分について24時間までごとに1,020円を加算した額

備考（略）

2 共用（個人）使用料

区分	単位	使用料
茶の湯等体験室	1人・1回	1,030円
復元茶室	1人・1回	1,030円

別表第3（第12条、第26条関係）

区分	単位	駐車時間	駐車料金
普通車	1台	最初の1時間までのとき	510円
		1時間を超え12時間までのとき	510円に1時間を超える部分について30分までごとに100円を加算した額
		12時間を超え24時間までのとき	2,710円
		24時間を超えるとき	2,710円に24時間を超える部分について30分までごとに100円（ただし、24時間につき2,710円を上限とする。）を加算した額
大型車等	1台	24時間までのとき	1,030円
		24時間を超えるとき	1,030円に24時間を超える部分について24時間までごとに1,030円を加算した額

備考（略）

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1（第10条関係）				別表第1（第10条、第23条関係）			
1 基本料金				1 基本料金			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
大ホール	全日	平日	275,000円	大ホール	全日	平日	280,090円
		休日等	330,000円			休日等	336,110円
小ホール	全日	平日	78,000円	小ホール	全日	平日	79,440円
		休日等	94,000円			休日等	95,740円
大スタジオ	全日	平日	60,000円	大スタジオ	全日	平日	61,110円
		休日等	72,000円			休日等	73,330円
文化交流室	全日	平日	46,000円	文化交流室	全日	平日	46,850円
		休日等	56,000円			休日等	57,030円
多目的室等	全日	26,000円		多目的室等	全日	26,480円	
備考（略）				備考（略）			
2～6（略）				2～6（略）			
別表第2（第14条関係）（略）				別表第2（第14条、第23条関係）（略）			

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第8条、第23条関係）			別表第1（第8条、第23条関係）		
1 健康館専用（団体）使用料			1 健康館専用（団体）使用料		
施設	単位	金額	施設	単位	金額
屋内フリーコート	全面・1時間	26,740円	屋内フリーコート	全面・1時間	27,230円
グラウンド	全面・1時間	3,080円	グラウンド	全面・1時間	3,130円
研修室	1部屋・1時間	2,050円	研修室	1部屋・1時間	2,080円
バーベキュー施設	1炉・1時間	800円	バーベキュー施設	1炉・1時間	810円
備考（略）			備考（略）		
2 健康館共用（個人）使用料			2 健康館共用（個人）使用料		
施設	単位	金額	施設	単位	金額
フィットネスルーム、浴場及びプール	1人・1回	2,460円	フィットネスルーム、浴場及びプール	1人・1回	2,500円
	1人・1月	9,250円		1人・1月	9,420円

令和元年第5回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表
（付議案件綴及び同説明資料綴 その11）

令和元年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091

